



# 社会保険労務士法人柳澤会計Support Letter

## トピックス！ 年収の壁・支援強化パッケージ ～詳細が公開されました～

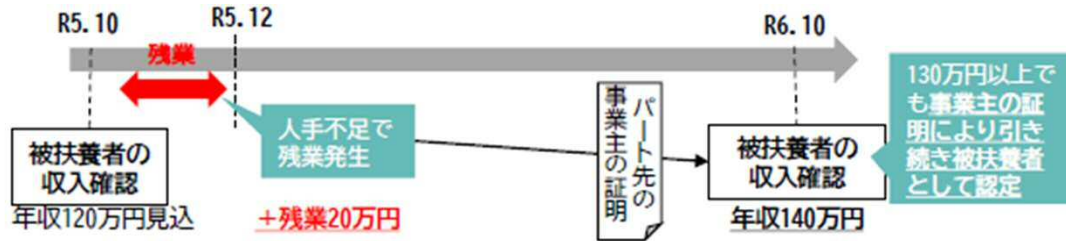
### (1) 130万円の壁対策

年収130万円以上になると、国民年金・国民健康保険の保険料支払いにより手取り収入が減ってしまうため、人手不足で仕事はあるのに、働く時間を調整している



パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、年収130万円を超えても連続2回までなら扶養にとどまれる

(具体例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入が増え、年収130万円以上になった場合



### Q&A

Q1: 「一時的な収入変動」と認められる上限額はいくらまででしょうか。

A1: 上限額は特に定められていません。ただし、以下の2つに該当する場合は、扶養の取消となります。

- ・被扶養者が被保険者と同一世帯に属する場合、被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入を上回る場合
  - ・被扶養者が被保険者と同一世帯に属していない場合に、被扶養者の年間収入が被保険者からの援助による収入額を上回る場合
- 被扶養者の認定が取り消されます。

Q2: どのような事情であれば「一時的な収入変動」として認められるのでしょうか。

A2: 一時的な収入増加の要因は、主に時間外勤務手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定され、一時的な収入変動に該当する主なケースとしては、

- ・従業員が退職したことにより、業務量が増加
- ・従業員が休職したことにより、業務量が増加
- ・受注が好調で、事業所全体の業務量が増加
- ・突発的な大口案件により、業務量が増加

などが想定されます。

Q3: 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化は、どのような方が対象となるのでしょうか。配偶者（国民年金の第3号被保険者）に限られますか。

A3: 今回の措置の対象は、配偶者（国民年金第3号被保険者）だけではなく、社会保険の被扶養者の方、新たに被扶養者としての認定を受けようとしている方が対象となります。

Q4: どの期間に対応する収入について、事業主に一時的な収入変動である旨を証明して貰えば良いのでしょうか。

A4: 保険者の被扶養者の収入確認のタイミングや通常求められる書類によって様々となるため、各保険者の判断となります。（以下代表的な2ケース）

○（ケース1）毎年11月に被扶養者の資格確認が行われており、直近1年間の収入証明（雇用契約書、収入証明書等）の提出を求めている健康保険組合  
⇒ 令和5年11月の被扶養者の資格確認時に、直近1年間における一時的な収入変動に係る事業主の証明を提出

○（ケース2）年度当初から通算した収入が130万円以上となったときに、連絡するよう伝えられている健康保険組合

⇒ 130万円以上の収入となったときに、通算した期間における一時的な収入変動に係る事業主の証明を添えて健康保険組合に相談

Q5: 事業主の証明を提出しさえすれば、引き続き被扶養者に該当するのですか

A5: 雇用契約書等を踏まえ、恒常的に130万以上+収入以外の要件を満たさなければ取消となります。

### 「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

※ 事業主において雇用されている「一時的な収入変動」については、雇用契約書により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要である130万円未満<sup>※1</sup>です。この事業主が証明した期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等による一時的な収入増による収入増とします。

※1 雇用に被扶養者としての認定を受けるようとする事をお断りします。

※2 収入増による収入増と認定される期間については、労働時間延長等による収入増と認定していただきます。

【被扶養者・被扶養者情報】

被扶養者氏名	フリガナ	姓	名	年	月	日
被扶養者生年月日	年	月	日			
被扶養者住所						
被扶養者職業						

※3 収入増による収入増と認定される期間については、労働時間延長等による収入増と認定していただきます。

【被扶養者より事業主に依頼事項】

事業主住所						
事業主氏名						
事業主住所						
事業主電話番号						
事業主メールアドレス						
収入増による収入増と認定される期間	年	月	日	年	月	日
収入増による収入増と認定される期間	年	月	日	年	月	日
収入増による収入増と認定される期間	年	月	日	年	月	日

※4 本証明書は、被扶養者認定に際しての収入確認に際しての収入増を証明する目的で発行され、収入増による収入増と認定される期間については、労働時間延長等による収入増と認定していただきます。収入増による収入増と認定される期間については、労働時間延長等による収入増と認定していただきます。

※5 収入増による収入増と認定される期間については、労働時間延長等による収入増と認定していただきます。



# マンスリーピックアップ

## 政府の支援強化パッケージ キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」とは

### (2) 106万円の壁対策（企業への支援）

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」を新設。パート・アルバイトで働く方が健康保険や厚生年金加入することで手取り収入の減少を意識せず働けるよう、**労働者の収入を増加させる取り組み**を行った事業主に対して、**労働者1人当たり最大50万円**の助成を行うものです。

#### 【社会保険適用時処遇改善コース】

##### (1) 手当等支給メニュー

##### (2) 労働時間延長メニュー

要件	1人当たり助成額	週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
① 賃金の15%以上追加支給（社会保険適用促進手当）	1年目 20万円	4時間以上	—	30万円
② 賃金の15%以上追加支給（社会保険適用促進手当） 3年目以降、 ③の取組を行う	2年目 20万円	3時間以上 4時間未満	5%以上	
		2時間以上 3時間未満	10%以上	
③ 賃金の18%以上増額	3年目 10万円	1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。  
※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

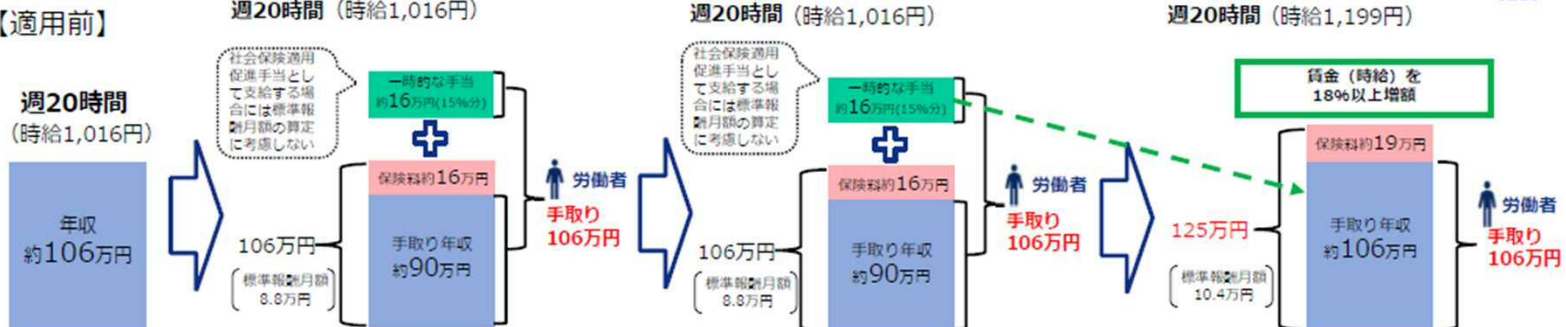
#### 「労働者の収入を増加させる取り組みとは」

- ① 手当等により収入を増加させる  
➡ 手当等支給コース  
※労働者に社会保険を適用させる際に、「**社会保険適用促進手当**」の支給等により労働者の収入を増加させる場合に助成されます。
- ② 労働時間の延長と賃金の増額を組み合わせる  
➡ 労働時間延長メニュー
- ③ ①と②を併用。

■ 手当等支給メニューの活用イメージ：社会保険加入後、社会保険料相当額の一時的な手当を支給した場合、最大2年間助成金を支給、3年目以降、継続的な収入の増加に取り組むことが必要です。

#### 【適用後】

**1年目** 助成額：20万円 (10万円×2回)  
**2年目** 助成額：20万円 (10万円×2回)  
**3年目** 助成額：10万円



(1年目) 社会保険に加入することで、賃金のうち社会保険料の負担割合は15%（年間16万円程度）となり、時給が上がっても手取りが90万円になってしまいます。手取り収入を減らさないよう会社が社会保険料の16万円を社会保険料促進手当として補填します。(2年目) 1年目と同様に社会保険適用促進手当を16万円を支給するため、手取り額に変更ありません。助成金の申請をする場合は3年目の取組みを約束する必要があります。(3年目) 賃金を18%増やした場合は、時給が1,199円に上がり労働者の所得も少し増えた分、社会保険料も増えることとなりますが、手取りは106万円が変わりません。(3年目の社会保険料は自己負担)

#### 社会保険適用促進手当とは？

労働者が社会保険に加入するにあたり、会社が労働者の保険料負担を軽減するために支給する手当です。給与・賞与とは別に支給することで、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として、保険料算定の基礎に入れなくてよい、最大2年間の措置です。事業主が同一事業所内で同じ条件で働く他の労働者にも同水準の手当を支給する場合には、同じ扱いとすることができます。(標準報酬月額10.4万円以下が対象です)



厳しい残暑も終わり、朝晩は急に涼しくなってきました。先日、長野市の戸隠神社に参拝に行ってきました。創建は2千年余りという歴史ある神社で、宝光社・火之御子社・中社・奥社・九頭龍社の五社から成り立つ神社です。全国からたくさんの人が訪れる最強のパワースポットとしても有名です。今回は中社だけ行けませんでした。学業成就や商売繁盛にご利益がある神社で境内には樹齢800年を超える三本杉があり、とても存在感がある神社でした。本堂である奥社までは、徒歩で1時間程かかりますが、参道は杉に囲まれ歩くだけでパワーがもらえるかのような神秘的な雰囲気が漂っているようです。バレーボールの試合を見に行くついでに立ち寄ったつもりでしたが、充実した時間を過ごせました。皆さんも是非行ってみたい下さい！(五味)

